

第3次吳市環境基本計画（案）

【概要版】

吳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）

吳市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（案）

<第5期 クレエコアクションプラン>

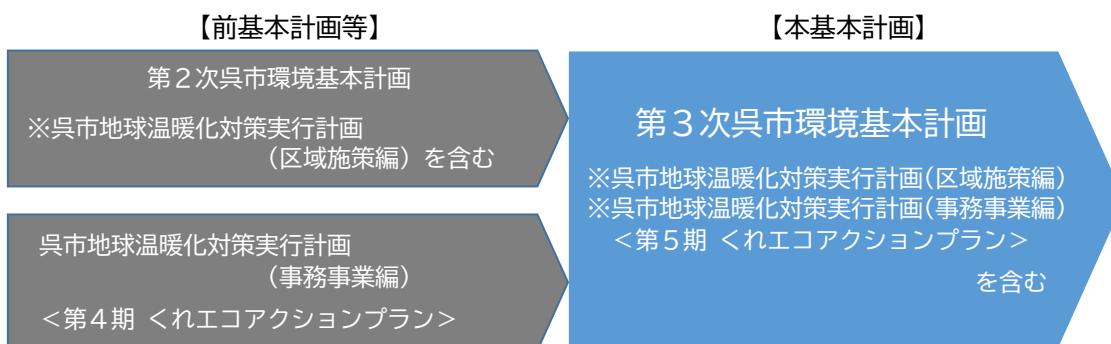
1 第3次呉市環境基本計画とは

第3次呉市環境基本計画（以下「本基本計画」といいます。）は、「呉市環境基本条例」（平成11年呉市条例第18号）第9条第1項の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標と施策に係る基本的な事項を明らかにし、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします。

なお、第2次呉市環境基本計画（以下「前基本計画」といいます。）と一体の計画として策定した「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」といいます。）とともに、「呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＜第5期くれエコアクションプラン＞」（以下「事務事業編」といいます。）についても、本基本計画に組み込んで一体的な計画とします。

2 本基本計画策定の方向性

平成30（2018）年度の前基本計画の改定以降、環境を取り巻く社会情勢、国や県の環境問題への取組は目まぐるしく変化しています。本基本計画策定に際しては、前基本計画の基本理念を継承しつつ、国の「第五次環境基本計画」、広島県の関連する計画等の内容を勘案しながら、持続可能な開発目標SDGsの考え方を踏まえるとともに、本市の関連する諸計画とも整合を図ります。



3 環境の将来像

本基本計画では、呉市環境基本条例第3条に定めた基本理念や、上位計画である「第5次呉市長期総合計画」のビジョン、環境に関するアンケートの市民・事業者からの声を踏まえ、目指すべき環境の将来像、基本方針、施策の方向性を次のとおり設定しました。

【目指すべき姿】

豊かな環境を次の世代につなぐまち「エコポリス・呉」

1 気候変動への対応	<p>脱炭素と気候変動への適応が実現した 次の世代につなぐまち</p> <p>2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、徹底した省エネルギー化とともに、再生可能エネルギーの普及を促進し、脱炭素社会の構築を目指します。</p> <p>あわせて、気候変動の影響に備える適応策を推進し、次の世代につなぐまちづくりを進めます。</p>	
2 生物多様性の保全	<p>多様な生きものと共存する 恵み豊かな里山・里海と歩むまち</p> <p>呉市の豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、里山・里海における生きものの生息環境を保全するとともに、自然とふれあう活動を積極的に推進し、多様な生きものや自然の恵みを感じられるまちづくりを目指します。</p>	
3 地域環境の保全	<p>誰もが安心して住み続けられる 安全で快適なまち</p> <p>良好な生活環境を維持していくため、引き続き環境監視や測定を行うとともに、有害化学物質等への適切な対応、環境美化の推進に取り組み、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。</p>	
4 循環型社会の構築	<p>限りある資源を賢く使う 環境にやさしい清潔なまち</p> <p>廃棄物の処理や不法投棄等に伴う環境への負荷を軽減するため、廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクル等をより一層推進し、資源の循環的な利用が定着した環境にやさしい清潔なまちづくりを目指します。</p>	
5 の持続可能な社会 基盤づくり	<p>様々な主体が協働・連携して 環境課題に取り組むまち</p> <p>持続可能な社会の基盤をつくるため、環境教育・学習や環境情報の提供・共有を推進し、市民・事業者・市が共に環境課題に取り組むまちづくりを目指します。</p>	

4 将来像を実現するための施策

目指す環境の将来像「豊かな環境を次の世代につなぐまち」を実現するためには、市だけではなく、多様な主体が協働して取組を進めが必要不可欠です。

「呉市環境基本条例」では、環境を保全するための市民・事業者・市の役割と責務を明らかにしており、各主体のそれぞれがまちづくりの主役である自覚を持ち、自身の役割を理解することで、環境に対する意識を変えていくことが重要となります。

【市民の役割】

- 環境に配慮した安心・快適なライフスタイルの実践
- 未来を創るサステナブルな商品・サービスの選択
- 法令・ルールの遵守
- 環境保全活動の主催・参加

【事業者の役割】

- 地域の経済・社会の活性化への積極的な貢献
- 環境に配慮した事業活動の実践
- 未来を創るサステナブルな商品・サービスの提供
- 法令・ルールの遵守
- 環境保全活動の主催・参加

連携・協働

【市の役割】

- 地域の目指す将来像の提示
- 環境に関する事業の実施
- 率先した環境負荷の低減
- 地域の未来に貢献する活動の支援及び情報発信
- ルール・制度づくり
- 市の環境や関連施策に関する情報提供
- 国・県・他の自治体との協力・連携

基本方針1 気候変動への対応

～脱炭素と気候変動への適応が実現した次の世代につなぐまち～



気候変動への対応に係る課題

- ・市民、事業者、市が主体的に省エネルギー・再生可能エネルギー導入に取り組み、各部門・分野での排出量の削減をより一層進めが必要
- ・気候変動の影響は地域により異なり地域のあらゆる側面に及ぶため、地域ごとの適応策を進めることが重要

【気候変動への対応に係る主な取組内容】※具体的な取組内容は後述の区域施策編に記載

取組分野	主な取組内容
(1)省エネルギー対策の推進	①省エネルギー行動の実践、②省エネルギー機器の導入、③建物の省エネルギー化、④電動車の普及促進、⑤スマートムーブの推進
(2)再生可能エネルギーの導入促進	①太陽光発電の普及促進、②一般廃棄物焼却熱の有効利用、③次世代エネルギー・炭素資源等の利活用、④環境に配慮した電力調達の推進
(3)多様な手法による地球温暖化対策の推進	①脱炭素な都市・地域づくりの推進、②廃棄物の減量による対策、③森林・藻場等による吸収源対策、④フロン類対策
(4)気候変動影響への適応	①農業・林業・水産業に対する適応策、②自然生態系に対する適応策、③自然災害・沿岸域に対する適応策、④健康に対する適応策

基本方針2 生物多様性の保全

～多様な生きものと共に存する恵み豊かな里山・里海と歩むまち～



生物多様性の保全に係る課題

- 田畠が荒廃し、及び耕作放棄地が増加することで、野生動物が市街地へ進出し、農作物等に被害が増加
- 生息環境の変化等に伴う絶滅危惧、瀬戸内海に生息する生きもの、海の生物多様性の減少
- 農業や漁業、観光などの事業活動を通じて、自然と触れ合う機会を増やす取組が必要

【生物多様性の保全に係る主な取組内容】

取組分野	主な取組内容
(1)生物生息環境の保全	①森林・自然海岸の保全, ②藻場等の創出・保全, ③環境保全型農業・漁業の推進
(2)自然資源の持続可能な利用	①自然観察会の開催, ②市民農園の整備活用, ③ビオトープの活用, ④河川の親水空間の保全整備, ⑤エコツーリズム等の推進

【生物多様性の保全に係る具体的な取組内容】

実施主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性や農業・漁業の様々な役割を学び、環境学習や保全活動へ積極的に参加 ペットの責任を持った飼育 外来生物等の放棄や植込みの禁止 自然観察会等への積極的な参加、動植物の知識習得や保護 市民農園や自然とふれあえる場所の適切な利用 
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 緑化の際は、生物多様性確保のため地域環境に適合した多様な花木を混植 防護柵の設置、誘引物の除去など、有害鳥獣や外来生物による被害防止の取組 生態系に配慮した農業・漁業の推進 自然観察会等への積極的な参加、動植物の知識習得や保護 自然を活かした商品や観光など、自然とのふれあいを感じられる事業を積極的に検討 など 
市	<ul style="list-style-type: none"> 森林ボランティア育成事業を積極的に展開 海洋ごみや海底堆積物の収集・処理 呉市農水産業振興ビジョンに基づいた、藻場等の造成、漁場環境の維持・修復 生態系に配慮した農業・漁業への支援 有害鳥獣等に対する防護柵の設置及び環境管理を支援し、駆除と併せた総合的な被害防止対策の実施、普及啓発 市民、事業者向けの出前環境講座等の開催 市民農園などの、人と自然のふれあいの場の整備・充実化 市内の自然に関する情報発信、親水公園や森林施設、海浜、ビオトープなどの維持管理及びその支援等 漁業や農業などの体験型観光（エコツーリズム）や商品の開発・販売を推進 など

基本方針3 地域環境の保全

～誰もが安心して住み続けられる安全で快適なまち～



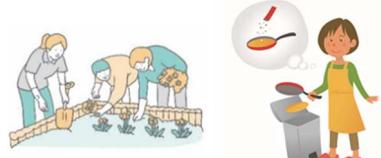
地域環境の保全に係る課題

- ・大気、水質、土壤、騒音、振動、有害化学物質等に係る法令等による規制を遵守し、地域環境を保全することが重要
- ・規制強化となったアスベストなども含め、環境の監視や指導等を実施し、良好な環境の維持が必要
- ・地域環境の保全という観点で、地域緑化、環境美化の取組が必要

【地域環境の保全に係る主な取組内容】

取組分野	主な取組内容
(1)生活環境の保全	①大気環境の保全、②自動車排出ガス対策、③水環境の保全、④土壤環境の保全、⑤騒音・振動対策
(2)有害化学物質等への対応	①PCB 対策、②アスベスト対策、③PRTR 対策、④ダイオキシン類対策、⑤環境ホルモン対策
(3)緑化の推進	①自治会等と協力したコミュニティ広場等の維持管理、②地域緑化活動の推進
(4)環境美化の推進	①清掃活動の推進、②公衆衛生思想の普及

【地域環境の保全に係る具体的な取組内容】

実施主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や水路の汚濁原因となる、ごみや廃油の垂れ流し禁止 ・静かな環境を守るために、生活騒音への配慮 ・有害ごみの市のごみ出しルールに従った適切処理 ・身近な環境の緑化への推進 ・街中や海岸の清掃活動などの公衆衛生活動への参加など 
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁、土壤汚染に関する規制・基準を遵守し、原因物質の排出を抑制 ・騒音、振動、悪臭の発生源把握により、発生防止、適切な施設管理 ・建築物解体工事時の、アスベスト飛散防止 ・緑地を活用した休憩スペースの設置 ・工場内でのヒートアイランド対策の推進 ・工場敷地内のより質の高い緑地形成の推進 ・緑地を活用した環境美化活動などで地域貢献活動など 
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の大気汚染物質の調査とともに、野外焼却禁止の周知や交通対策、工場・事業場への公害防止の指導など、大気汚染物質や悪臭の発生の抑制・防止 ・公共交通機関の利用促進や電動車の普及に向けた取組の検討 ・家庭や事業所からの排水の適切な処理の推進と公共下水道の整備 ・土壤環境に関する的確な情報の提供 ・PCB 廃棄物等が適切に処理されるよう、所有者を指導し、進捗管理 ・アスベスト飛散防止策が適正に行うための、事業者等へ指導・助言 ・ごみ減量や野焼き対策を進め、ダイオキシン類の発生抑制 ・街区公園等の緑化の維持管理を自治会等と協力して実施 ・まちづくり委員会・協議会を中心に、協働により地域特性に合った環境美化 ・環境美化活動の表彰を行い、環境美化活動の普及拡大やモチベーション向上を推進など

基本方針4 循環型社会の構築

～限りある資源を賢く使う環境にやさしい清潔なまち～



地域環境の保全に係る課題

- ・ごみの総量は減少傾向にあるものの、目標に達しておらず、一般廃棄物のリサイクル率も県平均を下回る状況
- ・呉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量・資源化、食品ロスの削減、プラスチックごみの発生抑制など4Rの推進への取組が必要
- ・不法投棄の未然防止、野外焼却の防止、有害ごみ・危険ごみの分別の徹底への取組が必要

【循環型社会の構築に係る主な取組内容】

取組分野	主な取組内容
(1)ごみの減量（4Rの推進）	①一般廃棄物ごみ減量化事業、②食品ロスの削減、③プラスチックごみの削減、④産業廃棄物の排出抑制
(2)廃棄物の適正処理	①安定的な廃棄物の処理、②事業ごみの適正処理、③海洋ごみ対策、④不法投棄・ポイ捨て及び野焼き対策

【循環型社会の構築に係る具体的な取組内容】

実施主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の少ない商品の選択、マイバックやマイ箸などの使用による、使い捨てプラスチック等のごみの削減 ・買いすぎの抑制、使い切り・食べきりによる食品ロスの削減 ・リユースショップやフリーマーケットを活用した衣料品などの再利用 ・ポイ捨てや不法投棄、野焼きを行わず、ごみ出しルールの徹底によるごみの適正処理 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の長寿命化、再使用容器への転換、簡易包装やペーパレス化等の推進 ・消費者に無償で提供する特定プラスチック使用製品の提供量の削減への工夫 ・環境負荷の少ない商品の製造・流通・販売の促進 ・食品ロス削減の取組として、フードバンクや店内での啓発 ・産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正な分別、適正処理 など
市	<ul style="list-style-type: none"> ・4Rについてのより一層の普及啓発、資源集団回収の継続 ・地域で行われるリサイクルマーケットの開催支援、市内リサイクル拠点の情報発信や地域の資源ごみ回収団体への助成 ・宅配便を活用した小型家電の回収の継続実施 ・家庭や事業者からの食品ロス削減の普及啓発、事業者から排出される食品ロス削減に向けての取組 ・プラスチック製品の製造・販売・提供を行う事業者による自主回収・再資源化を促進 ・指定ごみ袋へのバイオマスプラスチックの一部使用による、カーボンニュートラルへの寄与 ・プラスチックごみの流出がゼロになる仕組みの構築に向けた取組 ・監視カメラやパトロール等による不法投棄防止、廃棄物の野外焼却原則禁止についての周知徹底、悪質な場合の厳正な対処 など

基本方針5 持続可能な社会の基盤づくり

～様々な主体が協働・連携して環境課題に取り組むまち～



持続可能な社会の基盤づくりに係る課題

- ・環境問題に自主的に取り組む市民や事業者を増やすため、引き続き環境教育・学習への取組が必要
- ・市民、事業者、ボランティア団体と呉市が連携し協働して取り組めるよう、幅広い環境問題や環境保全活動に関する情報の共有・発信が必要

【持続可能な社会の基盤づくりに係る主な取組内容】

取組分野	主な取組内容
(1)環境教育・学習の推進	①出前環境講座の開催、②学校教育での取組、③環境保全の啓発、 ④他団体主催イベントでの体験学習の開催
(2)環境情報の提供	①正確な情報の提供・共有、②環境関連行事の開催、 ③ホームページ等の活用
(3)市民協働による取組	①ボランティア活動団体との連携、②地域リーダーの養成
(4)環境産業の振興	①既設団体・施設等の活用による環境産業の起業促進、 ②優良事例の情報発信

【持続可能な社会の基盤づくりに係る具体的な取組内容】

実施主体	具体的な取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・出前環境講座や見学会等を通じた環境への理解 ・呉市の環境情報へのアクセスや関連行事への積極参加による、環境に係る情報の共有 ・地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力 ・他主体との交流による、意見交換や連携への取組 
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地を活用した環境学習会などによる地域貢献活動 ・呉市の環境情報へのアクセスや関連行事への積極参加による、環境に係る情報の共有 ・ボランティア団体や自治会等と連携した、地域の環境保全活動等への積極的な参加、協力 ・環境活動の場を提供するなど、地域と連携した環境づくりへの協力 ・環境イベントの開催による、地域住民に敷地の開放や敷地内の公開 など 
市	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う小中高生を対象とした出前環境講座や見学会等の開催 ・イベントを通じた体験学習やパネル展の開催等による、幅広い世代や業種を対象とした環境学習を推進 ・化学物質やその他環境リスクに対する不安へ適切に対応するため、正確な情報を公開 ・呉市環境部のホームページの掲載内容の充実を図り、呉市公式SNSの活用等、市民がアクセスしやすい情報の提供方法を検討 ・環境ボランティア団体との連携、団体相互の情報交換や交流等の促進による、環境保全活動の実施や支援 ・環境美化を自治会等と協働により実施するとともに、ごみステーションでの早朝啓発活動や分別の促進、収集サービスの向上のための意見聴取 ・公益財団法人くれ産業振興センターなどの活用による、環境産業の起業の促進

5 呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

呉市の温室効果ガス排出状況

平成 25 年度～令和元年度における呉市全域の温室効果ガス実質排出量は 4,751～5,102 千 t-CO₂ で推移し、直近年度の令和元年度（4,760 千 t-CO₂）は基準年度の平成 25 年度（5,102 千 t-CO₂）から 6.7% 減少する状況にあります。

温室効果ガス種の構成は、直近年度の令和元年度でみると、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）が約 99% と大部分を占めています。

図 温室効果ガス実質排出量及び森林吸収量の経年推移

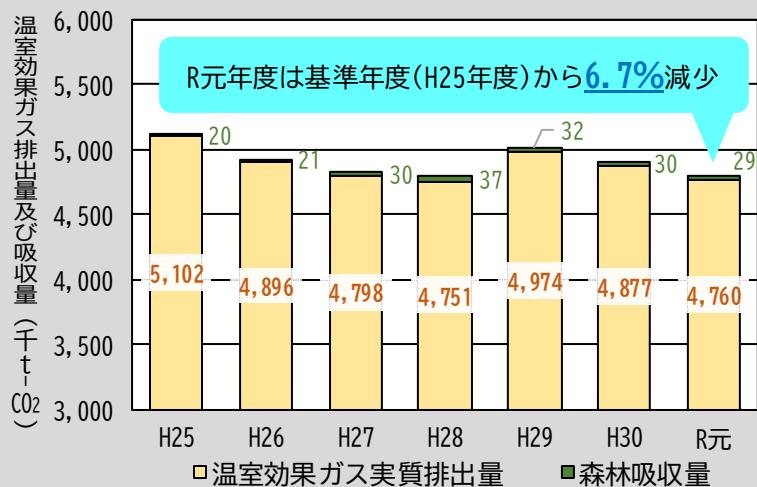
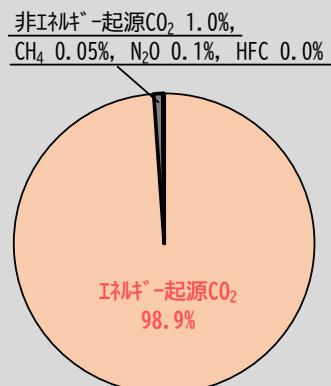


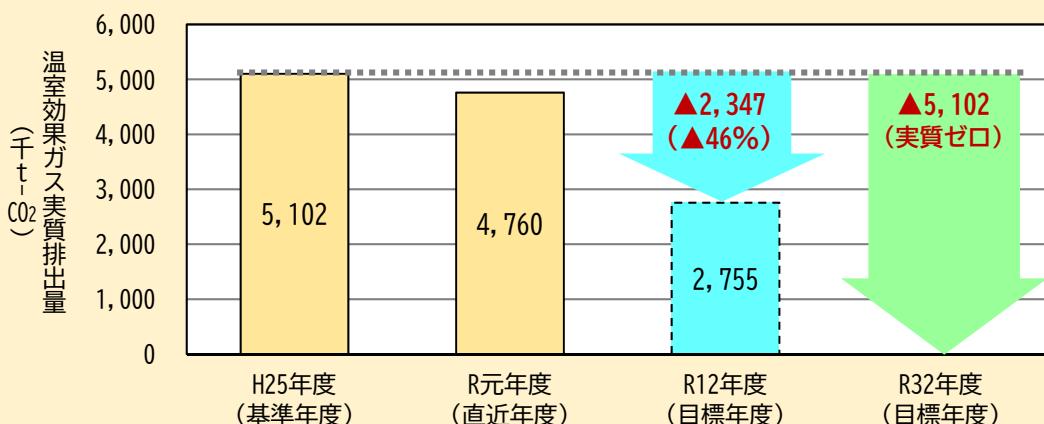
図 温室効果ガス総排出量のガス種構成 (R 元年度)



温室効果ガスの排出削減目標

国は、令和 12（2030）年度に温室効果ガス排出量を基準年度（平成 25 年度）から 46% 削減、2050 年にカーボンニュートラルの実現を目指すとしています。本市も国の目標に準じ、下図のとおり、令和 12 年度における温室効果ガス排出量を基準年度（平成 25 年度）から 46% 削減し、令和 32 年度に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。

図 温室効果ガス実質排出量の削減目標



温室効果ガス排出量の削減目標（区域施策編）

- ・令和 12(2030) 年度における温室効果ガス排出量を平成 25(2013) 年度比で **46% 削減**
- ・令和 32(2050) 年度における温室効果ガス排出量を **実質ゼロ**

温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

温室効果ガス排出量を削減するため、限りあるエネルギー資源を効率よく活用する省エネルギーの取組、太陽光発電等の再生可能エネルギーへの利用変換などを、市民・事業者と一体となって推進とともに、気候変動の影響に備える取組を以下のとおり実施していきます。

■省エネルギー対策の推進（緩和策）

① 省エネルギー行動の実践	・地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の普及促進
② 省エネルギー機器の導入	・住宅への省エネルギー設備の設置に対する支援 ・事業者向けに省エネルギー診断の支援等
③ 建物の省エネルギー化	・省エネルギー性能の高い住宅への改修等に対する助成制度の検討し、住宅の省エネルギー化の促進
④ 電動車の普及促進	・電動車の普及促進、充電スタンドの設置情報提供
⑤ スマートムーブの推進	・生活バスの運行やバスロケーションシステムの整備など公共交通機関の利用しやすい環境整備

■再生可能エネルギーの導入促進（緩和策）

① 太陽光発電の普及促進及び啓発	・自家消費を目的とした太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援
② 一般廃棄物焼却熱の有効利用	・クリーンセンターへの、より効率的な一般廃棄物焼却熱の有効利用
③ 次世代エネルギー・炭素資源等の利活用	・水素の利活用、カーボンリサイクル等の新たなエネルギー技術の調査・研究
④ 環境に配慮した電力調達の推進	・電力排出係数が小さく、再生可能エネルギーの電源比率が高い電力調達の検討

■多様な手法による地球温暖化対策の推進（緩和策）

① 脱炭素な都市・地域づくりの推進	・コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組むとともに、モバイルマネジメントを推進
② 廃棄物の減量による対策	・プラスチックリサイクル事業を実施するとともに、ごみ減量や食品ロス削減などの周知・啓発
③ 森林・藻場等による吸収源対策	・二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林の持つ公益的機能の増進を図るために森林の適正管理
④ フロン類対策	・広島県と連携し、市民・事業者に向けてフロンの引渡しや費用負担義務についての啓発

■気候変動影響への適応（適応策）

① 農業・林業・水産業に対する適応策	・猛暑でも栽培できる品種・栽培技術の導入による被害対策の普及啓発 ・病害虫の発生状況等を調査し、発生予察・防除に関する情報の発信
② 自然生態系に対する適応策	・市内の絶滅のおそれのある野生動物を掲載して「レッドデーターブックくれ」のPR ・外来生物に対する広島県と連携した対策の検討
③ 自然災害・沿岸域に対する適応策	・市ホームページやメール配信サービス等を活用し、ハザードマップや防災情報を周知 ・防災機能の向上を図るため、高潮堤防、急傾斜地崩壊対策施設の整備等
④ 健康に対する適応策	・熱中症の予防や対策の普及啓発、クールビズや公園・広場の緑化等の推進

6 呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） <第5期 クレエコアクションプラン>

呉市の温室効果ガス排出状況

市が管理・運営・使用するすべての施設の温室効果ガス排出量は、直近年度である令和3年度で64,740t-CO₂となり、基準年度の平成25年度（100,278t-CO₂）から35.4%減少しています。

温室効果ガス種の構成は、直近年度の令和3年度でみると、電力使用に伴うCO₂排出量が最も多く、次いでごみ焼却に伴うCO₂排出量が多くなっています。

図 温室効果ガス排出量の経年推移

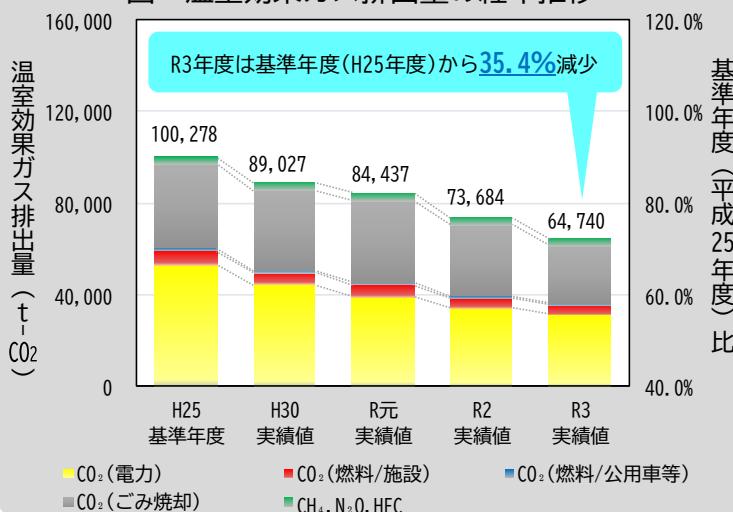
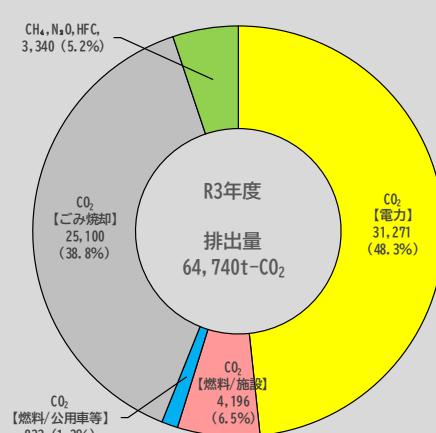


図 温室効果ガス排出量の構成比（R3年度）



温室効果ガスの排出削減目標

市は、市民や事業者の模範となる率先的な取組が求められおり、可能な限り我が国目標達成に寄与していくため、事務事業編では、区域施策編より高い目標を掲げることとします。

温室効果ガス排出量の削減目標（事務事業編）

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で **50%以上削減**

【数値目標】

平成25(2013)年度
100,278t-CO₂

▲50%以上

令和12(2030)年度
50,139t-CO₂以下

また、上記の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、各施設所管部署や事業部門ごとに次の個別活動量の削減目標を設定します。

個別 数値 目標	電気・燃料使用	市全体で年平均1.5%以上削減
	施設	延べ床面積当たりのエネルギー使用量を年平均1%以上削減
	事業部門	廃棄物処理（ごみ処理量）、下水道事業（終末処理量）、水道事業（配水量）について、電気使用量を年平均1%以上削減

温室効果ガス排出削減のための取組

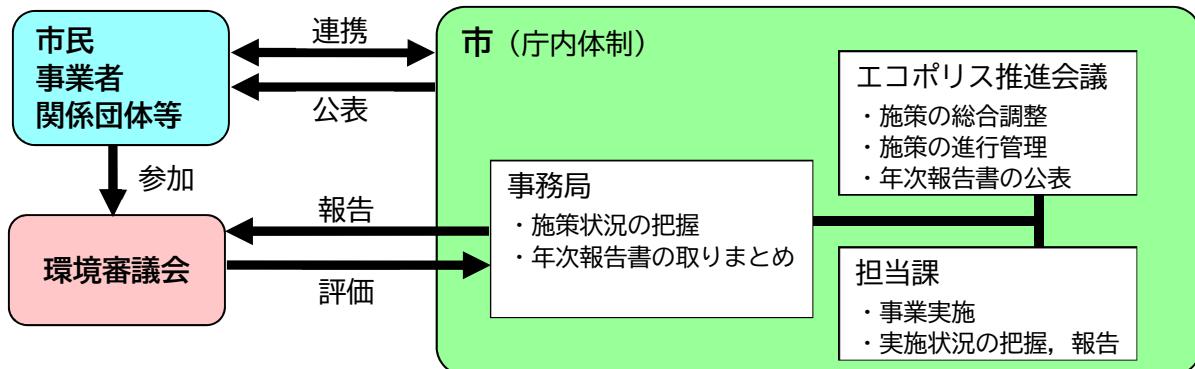
温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、市が管理・運営・使用する施設や設備、本市が行う事務事業に際し、次の取組を実施していきます。

① 再生可能エネルギーの活用	・令和 12（2030）年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置 ・ごみ処理施設で発電した電力のうち、当該施設で利用する以外の余剰電力を他の市有施設への託送することを検討
② 建築物の省エネルギー化	・市有建築物の新築、改築する際には、断熱性能の高い複層ガラス等の導入による省エネルギー対策の徹底 ・建物の ZEB 化や省エネルギー基準への適合化を含め検討
③ インフラの省エネルギー化	・施設の更新時に合わせた設備のダウンサイ징や高効率化、省エネルギー設備の導入の推進
④ 設備の導入やサービスの購入に当たっての取組	・公用車については、令和 12 年度までに全て電動車化（代替可能な電動車がない場合等を除く） ・照明については、令和 12 年度までに対象施設の 100%を LED 化 ・調達する電力については、令和 12 年度までに 60%以上を再生可能エネルギー電力化 ・再生可能エネルギー電力以外についても可能な限り、排出係数が低い電力を調達
⑤ 庁内での取組の普及	・日常の事務事業の中で、施設として、課若しくは所属として又は職員個人としてそれが実施するべき取組を普及

7 計画の推進

本基本計画とともに、地球温暖化対策実行計画を含め、各計画の推進及び進行管理を行う組織体制を次のとおり整備し、これらを円滑に運営していくことで、計画の実効性を確保していきます。

図 推進体制



毎年度、庁内関係各課において施策の取組状況や目標の達成状況の点検・評価をし、呉市環境審議会からの意見を各種取組の改善に生かすとともに、年次報告書として呉市環境白書をとりまとめ、公表することで、市民・事業者の環境行動の充実につなげていきます。

呉市環境部環境政策課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

TEL (0823) 25-3301 FAX (0823) 32-1621

E-mail kansei@city.kure.lg.jp